



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年4月23日火曜日 第2464号

## ◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	(身体障害者更生相談所) ...	342
指定居宅サービス事業者の指定.....	(長寿介護課) ...	342
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	343
指定居宅サービス事業の廃止.....	( " ) ...	343
指定居宅介護支援事業の廃止.....	( " ) ...	343
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ) ...	344
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	344
土地改良区役員の就退任の届出(4件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	345
土地改良区の定款変更の認可.....	( " ) ...	346
道路の区域変更(県道松山空港線外).....	(中予地方局管理課) ...	346
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	346

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	347
-------------------------------	------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第437号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年4月23日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
小腸機能障害	消化器腫瘍外科	愛媛大学医学部附属病院	大木悠輔	東温市志津川	平成25年4月1日
小腸機能障害	消化器腫瘍外科	愛媛大学医学部附属病院	山本祐司	東温市志津川	平成25年4月1日
肢体不自由	内科	土居内科外科医院	横田康	喜多郡内子町平岡甲135-1	平成25年4月1日

### ○愛媛県告示第438号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年4月23日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成25年3月1日	訪問介護
社会福祉法人愛寿会	グランドライフあいじゅ新川	愛媛県伊予市下吾川字北西原1781番地1	平成25年3月27日	特定施設入居者生活介護
社会福祉法人愛寿会	あいじゅ新川デイサービスセンター	愛媛県伊予市下吾川字北西原1781番地1	平成25年3月27日	通所介護

## ○愛媛県告示第439号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成25年3月1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人愛寿会	グランドライフあいじゅ新川	愛媛県伊予市下吾川字北西原1781番地1	平成25年3月27日	介護予防特定施設入居者生活介護
社会福祉法人愛寿会	あいじゅ新川デイサービスセンター	愛媛県伊予市下吾川字北西原1781番地1	平成25年3月27日	介護予防通所介護

## ○愛媛県告示第440号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成25年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人社団久和会	老人訪問看護ステーションたちばな	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目14番12号	平成25年3月1日	訪問看護
社会医療法人石川記念会	訪問看護ステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町716-2	平成25年3月31日	訪問看護
医療法人友和会	訪問看護ステーションきほく	愛媛県北宇和郡鬼北町近永574番地	平成25年3月31日	訪問看護
有限会社エンゼル四国	有限会社エンゼル四国愛媛事業所	愛媛県今治市新谷甲2番地1	平成25年3月31日	訪問入浴介護
社会福祉法人宝集会	ヘルパーステーション宝寿園	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	平成25年3月31日	訪問介護
社会医療法人石川記念会	ヘルパーステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町408番地6	平成25年3月31日	訪問介護
株式会社クリーンテック	デイサービスセンタークリーンテック	愛媛県四国中央市中之庄町621番地1	平成25年3月31日	通所介護
社会医療法人石川記念会	一般型通所介護いしかわ	愛媛県四国中央市上分町738番地2	平成25年3月31日	通所介護
株式会社クリーンテック	株式会社クリーンテック訪問介護サービス	愛媛県四国中央市中之庄町621番1	平成25年3月31日	訪問介護
あいの里有限会社	あいの里訪問介護	愛媛県西予市野村町阿下6号586番地	平成25年3月31日	訪問介護
株式会社悠遊社	株式会社悠遊社小田事業所	愛媛県喜多郡内子町本川2424番地第1	平成25年3月31日	訪問介護

## ○愛媛県告示第441号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
財団法人積善会	指定居宅介護支援事業所十全	愛媛県新居浜市北新町1-5	平成25年3月31日	居宅介護支援
社会医療法人石川記念会	指定居宅介護支援事業所いしかわ	愛媛県四国中央市上分町408番地1	平成25年3月31日	居宅介護支援

株式会社クリーンテック	株式会社クリーンテック居宅介護支援事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621 - 1	平成25年 3月31日	居宅介護支援
-------------	----------------------	---------------------	-------------	--------

○愛媛県告示第442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人社団久和会	老人訪問看護ステーションたちばな	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目14番12号	平成25年 3月 1日	介護予防訪問看護
社会医療法人石川記念会	訪問看護ステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町716 - 2	平成25年 3月31日	介護予防訪問看護
医療法人友和会	訪問看護ステーションきほく	愛媛県北宇和郡鬼北町近永574番地	平成25年 3月31日	介護予防訪問看護
社会福祉法人宝集会	ヘルパーステーション宝寿園	愛媛県新居浜市荷内町 6番21号	平成25年 3月31日	介護予防訪問介護
社会医療法人石川記念会	ヘルパーステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町408番地 6	平成25年 3月31日	介護予防訪問介護
株式会社クリーンテック	デイサービスセンタークリーンテック	愛媛県四国中央市中之庄町621番地 1	平成25年 3月31日	介護予防通所介護
社会医療法人石川記念会	一般型通所介護いしかわ	愛媛県四国中央市上分町738番地 2	平成25年 3月31日	介護予防通所介護
株式会社クリーンテック	株式会社クリーンテック訪問介護サービス	愛媛県四国中央市中之庄町621番 1	平成25年 3月31日	介護予防訪問介護
あいの里有限会社	あいの里訪問介護	愛媛県西予市野村町阿下 6号586番地	平成25年 3月31日	介護予防訪問介護
株式会社悠遊社	株式会社悠遊社小田事業所	愛媛県喜多郡内子町本川12424番地第 1	平成25年 3月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第443号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
松山市饒乙64の1、乙64の3、乙65の4、乙84の1、乙87の5
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
饒乙64の1・乙84の1・乙87の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
松山市中島栗井丙51（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐は、択伐による。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所  
松山市二神乙360、乙363
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐は、択伐による。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第444号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
"	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
"	山 口 宏	松山市谷町14番地
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1
"	宮 崎 純 也	松山市谷町474番地 2
"	門 屋 泰 三	松山市谷町316番地
監 事	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地
"	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
"	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
"	山 口 宏	松山市谷町14番地
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1
"	宮 崎 純 也	松山市谷町474番地 2
"	門 屋 泰 三	松山市谷町316番地
監 事	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地
"	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

○愛媛県告示第445号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 洋 一	松山市富久町315番地

"	玉 井 紀 夫	松山市富久町467番地
"	川 口 哲 夫	松山市富久町93番地 4
"	玉乃井 晃	松山市富久町225番地
"	須 山 浩 光	松山市富久町319番地
"	高 橋 清	松山市富久町338番地
監 事	川 口 博 幸	松山市富久町317番地
"	玉乃井 和 利	松山市富久町223番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 洋 一	松山市富久町315番地
"	玉 井 紀 夫	松山市富久町467番地
"	竹 内 正 彦	松山市富久町320番地
"	玉乃井 晃	松山市富久町225番地
"	須 山 浩 光	松山市富久町319番地
"	高 橋 清	松山市富久町338番地
監 事	川 口 博 幸	松山市富久町317番地
"	玉乃井 和 利	松山市富久町223番地

○愛媛県告示第446号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 番 7 号
"	岡 本 昌 人	松山市東長戸二丁目 9 番36号
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 番 5 号
"	門 屋 章 範	松山市東長戸三丁目10番32号
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 番37号
"	高 松 寿 幸	松山市東長戸三丁目11番46号
"	安 田 裕 喜	松山市東長戸三丁目 2 番 5 号
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸一丁目 2 番17号
"	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目 3 番 8 号
"	高 松 宏	松山市東長戸三丁目 9 番21号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目 3 番 8 号
"	岡 本 昌 人	松山市東長戸二丁目 9 番36号
"	永 田 時 雄	松山市東長戸二丁目11番23号
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 番 5 号
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 番37号
"	高 松 寿 幸	松山市東長戸三丁目11番46号
"	安 田 稔	松山市東長戸二丁目10番24号
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸一丁目 2 番17号
"	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 番 7 号
"	高 松 宏	松山市東長戸三丁目 9 番21号

○愛媛県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年4月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15番5号
"	石 丸 昭	松山市西石井五丁目5番25号
"	八 束 近 人	松山市西石井一丁目2番27号
"	白 石 壽 穂	松山市西石井五丁目9番30号
"	西 岡 秀 樹	松山市西石井四丁目8番3号
"	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目8番29号
"	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目2番17号
"	関 谷 紘一郎	松山市西石井一丁目6番41号
監 事	宮 内 賢 二	松山市西石井六丁目5番37号
"	前 田 和 幸	松山市西石井四丁目4番21号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 公 明	松山市西石井五丁目14番1号
"	石 丸 昭	松山市西石井五丁目5番25号
"	関 谷 綱 一	松山市西石井六丁目8番35号
"	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15番5号
"	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目8番29号
"	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目2番17号
"	関 谷 紘一郎	松山市西石井一丁目6番41号
監 事	松 田 辰 美	松山市西石井五丁目10番28号
"	榎 股 高 明	松山市西石井三丁目2番12号

○愛媛県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市久保田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年4月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	松山空港線	松山市高岡町74番1地先から 同町151番1まで	旧	メートル 14.2~23.4	キロメートル 0.046	
			新	18.7~45.0	0.046	
県 道	砥部伊予松山線	松山市高岡町11番2から 同町151番1地先まで	旧	7.2~13.1	0.312	
			新	12.1~18.2	0.312	
県 道	砥部伊予松山線	松山市高岡町149番2地先から 同町141番2地先まで	旧	9.8~11.1	0.107	
			新	11.7~15.3	0.107	

○愛媛県告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年4月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建（開）第1号 平成25年4月16日	東温市北方字田中甲3209番1、甲3209番5	松山市勝山町二丁目4番地7 株式会社ミツワ都市開発 代表取締役 佐伯 教義

○愛媛県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 4 月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建（開）第2号 平成25年 4 月16日	東温市南方字曲り2704番 6	東温市南方2705番地 和田 裕 介

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 4 月 4 日	特定非営利活動法人自然環境教育えことのは	小 林 智 子	松山市菅沢町乙642番地 3	この法人は、現代社会に生きる人々に、我々の社会が持続可能ではないという現状への理解を促すとともに、この現状を打破するための方策を提示し、持続可能な社会を次世代へ引き継ぐための役割を担うものとする。このために、環境問題や生産消費活動、環境教育に関する調査研究、普及啓蒙活動、政策提言などの事業を不特定多数の個人および団体を対象に実施し、持続可能な社会づくりに向けたライフスタイルの確立に寄与することを目的とする。